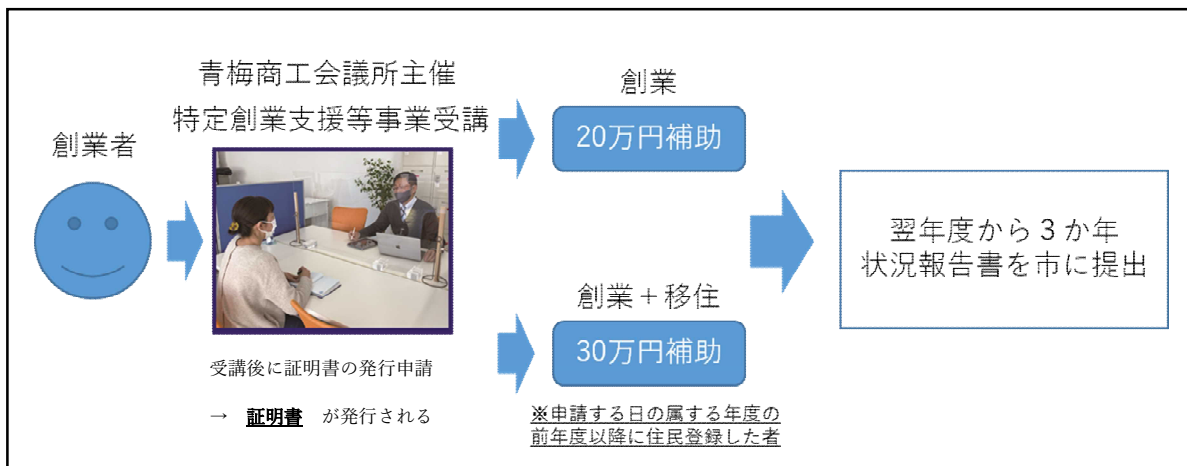


青梅市創業者応援事業補助金概要

令和5年4月1日以降に青梅市内において創業した事業者のうち、おうめ創業支援センター等にて特定創業支援等事業を受けられた方を対象に **20万円**の補助金を交付する。また、創業者のうち、申請日の属する年度の前年度以降に市内に住民登録した者に対しては **30万円**を交付する。

受付期間は令和7年2月28日（金）まで。（郵送の場合、消印有効）
（期間終了前であっても、予算がなくなった場合、受付を終了します）



○特定創業支援等事業とは

青梅商工会議所主催・特定創業支援等事業とは経済産業省にて掲げる ①経営に関する知識 ②財務に関する知識 ③人材育成に関する知識 ④販売の方法に関する知識の全て習得できるように支援する事業であって、当該創業者に対して継続的に行われるものである。

○特定創業支援等事業を受けるメリット

- ①法人登記する際の登録免許税が半額になる。
- ②信用保証協会で受けられる創業関連保証が6ヶ月前から利用可能になる。
- ③日本政策金融公庫の「新規開業資金」における貸付利率の引き下げ対象になる。
- ④日本商工会議所の「持続化補助金」の創業枠に申請可能となる。

補助金について…青梅市役所商工業振興課 ☎0428-22-1111（内線 2341）

証明書申請について…おうめ創業支援センター-Begin! ☎0428-84-2670（月休み）